

令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業委託仕様書

岡山県インバウンド推進協議会（以下「インバウンド協議会」という。）及び空路利用を促進する会（以下「空路会」という。）が、令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業を委託するに当たり、次のとおり仕様書を定める。

I 委託事業名

令和8年度岡山県PRタイデスク運営事業

II 目的

岡山県の観光PR、旅行会社への送客要請、SNS等を活用した情報発信及び航空会社との連絡調整などを現地で継続的に実施することにより、タイでの本県の認知度向上及び誘客拡大を図る。

III 業務内容

本事業の目的を実現するため、現地の旅行市場の構造及び岡山県の観光業界の状況を十分に理解・把握した上で、下記の業務を遂行することとする。また、内容及び方法を精査した上で、最も効果的な手法を選択すること。

1 旅行会社等へのプロモーション

岡山県への観光客送客促進の観点から、有力又は効果的な現地旅行会社等との関係を構築し、岡山県の観光素材及びモデルルート（直行便就航地を起点とした広域周遊ルートを含む。）の提案並びに宿泊・観光施設及び交通関連等の情報提供を行う。

- (1) 対 象 現地の旅行市場構造を踏まえた上で、岡山県内の宿泊・観光施設及び交通関連等を組み込んだ商品の造成・販売が見込める有力又は効果的な現地旅行会社等について、選定理由も含めて提案すること。
- (2) 件 数 年間30社以上。造成可能性の高い旅行会社等に対しては、複数回の接触によりフォローを行う。
- (3) そ の 他 個別に問い合わせがあった場合はきめ細かに対応する。
年間を通じた対応状況について旅行会社ごとにカルテ化し、データで提出する。
現地旅行会社等のトレンドに関する情報収集を行い、分析する。

2 航空会社とのネットワーク強化

必要に応じてタイの航空会社等と情報の提供・収集やチャーター便、定期便就航に関する意見交換等を行い、その都度、概要を空路会に報告する。また、過去にチャーター便の誘致実績があれば概要について可能な範囲で提案書に記載すること。

3 SNSを活用した効果的な情報発信

メインターゲット（20-40代、ミドルアッパー層の訪日リピーター）の嗜好や現地のトレンドを踏まえ、SNSを活用し、効果的な情報発信を行う。

- (1) 媒体 Facebook : <https://www.facebook.com/okayama.thai/>
Instagram : <https://www.instagram.com/okayama.th/>
- (2) 投稿内容・企画 受託者が行う独自の取材や、本県等から提供される情報をもとに、岡山の四季の魅力、食、文化体験、最新イベント等の観光情報をはじめ、交通アクセス、モデルルート（直行便就航地を起点とした広域周遊ルートを含む。）など、旅行計画に役立つ情報をバランス良く発信し、訪問意欲の喚起につなげること。
- (3) 投稿頻度 Facebook、Instagram それぞれ週1回以上とし、内容は季節や現地の状況に合わせ、効果的な発信時期となるよう考慮すること。
- (4) コメント等の対応 ユーザーやフォロワー等からコメント等の反応があった場合は、返信等を迅速かつ的確に対応すること。
- (5) 分析・報告 毎月のページいいね数・フォロワー数の増減、各投稿のリーチ数、エンゲージメント率（いいね、コメント、シェア、保存数等）を集計・分析し、課題や改善点を月次報告書にて提案すること。
- (6) 運営体制 運営に当たって、第三者の不正ログインや違法広告の掲載等を防ぐためのセキュリティー対策を講じるなどにより、信頼性・安定性を確保し、トラブル等が生じた場合に迅速かつ的確に対応すること。

4 個人旅行者（FIT層）の獲得に向けたプロモーション

タイ市場におけるFIT層の嗜好や特性等を踏まえ、本県への誘客拡大につながる効果的なプロモーションについて、手法及び期待される効果を含めて具体的な提案を行うこと。

5 市場動向及び訪日旅行商品の情報収集・分析

タイにおける情勢や旅行市場のトレンド、インバウンドの動向、他県のプロモーション状況、岡山県を含む訪日旅行商品の造成・販売状況など積極的に最新の情報収集及び現状把握・分析を定期的に行い、月次報告書で報告すること。

また、今後のプロモーション等の提案があれば、併せて報告するなど、当該事業の効果を高めていくこと。

6 インバウンド協議会及び空路会が実施する業務のサポート

インバウンド協議会及び空路会が実施する業務について、次のとおりサポートする。

- (1) 現地において行う観光PR等に際して、旅行会社や航空会社等の担当者の紹介及び簡易な連絡調整
- (2) 旅行会社・マスコミ向けファムツアーや観光情報説明会などに対する助言等
- (3) 訪タイ時のアテンド、通訳業務等（セールスコールを除く。）
- (4) 事業の実施に必要な簡易な翻訳業務

7 その他、事業目的を達成するための企画

上記1から6に掲げた業務以外で、上記Ⅱの目的を達成するため、受託者の強みやネットワークを生かした独自の企画を立案し、インバウンド協議会及び空路会と協議の上、予算の範囲内で提案・実施する。

8 事業報告書の提出

(1) 月次報告

本事業契約期間中の各月に実施した事業内容及びその分析結果に基づく次月以降の事業展開案を取りまとめ、当該月の翌月10日（当該日が土日、祝日の場合はその翌日）までに月次報告書を提出する。（メールでの提出も可能）

(2) 事業完了報告

事業委託期間終了後、速やかに完了報告書を提出する。

IV 事業に係る留意点

- 1 本事業の実施に当たってはインバウンド協議会及び空路会の指示に従うこと。
- 2 訪タイが困難な場合等で、上記Ⅲの6に掲げた現地業務が十分に実施できない場合は、インバウンド協議会及び空路会と協議の上、代替業務を提案・実施すること。
- 3 本事業により得られたデータ等、全てについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- 4 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、全てインバウンド協議会、空路会及び県に帰属するものとする。
- 5 受託者は、インバウンド協議会及び空路会が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- 6 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- 7 本事業の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。
- 8 インバウンド協議会及び空路会は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- 9 本事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。
- 10 本事業を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予めインバウンド協議会及び空路会に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- 11 その他、事業実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、インバウンド協議会及び空路会と受託者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。

V 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

VI 委託限度額

6,180,000円（消費税等を含む。）